

風車ブレードの点検・補修指針の策定について (報告)

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

産業保安グループ^o 電力安全課

風車ブレードの点検・補修指針（ガイドライン）の策定について

- 令和2年1月に発生した東伯風力発電所のブレード飛散事故の事故原因調査や日本風力発電協会（JWPA）によるブレードの点検・補修に関するアンケート調査結果を踏まえ、**公衆安全に大きくかかわる補修が必要なブレードに関する判断基準、点検方法等について、国が統一的な「ガイドライン」を策定することが6月開催の第23回新エネWGにおいて決定された。**
- 上記ガイドラインの策定は、JWPAを中心に風力業界が一丸となって作成している自主指針（資料7-2参照）を、国が定める省令や内規等に位置づける予定。この位置づけについては、令和3年1月開催予定の電気保安制度WGにおいて検討を行う。

<自主指針（ガイドライン）の位置付け案について>

- 事業者が行う点検には、国が定める**定期事業者検査**の他、自主保安として保安規程等に事業者が自らが定めて実施する**月次点検、年次点検**がある。
- 今回作成される風力発電設備のブレード点検と補修に関する自主指針は、**事故発生時は当然のこと、また、点検の種類や風力発電設備の規模に関係なく参考にすべき内容**であることを考慮し、**技術基準不適合を生じさせないためにも**、技術基準関連の規定に位置づけることを検討中。
- 一例としては、「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（以下「風技」という。）」第4条（風車）に規定する「構造上安全」が、ブレードの劣化等により確認できない場合は技術基準不適合と解釈することを風技解釈等に明記する。

風技第四条

二 風圧に対して構造上安全であること。